一般社団法人日本医療政策学会　ワーキングペーパー発行規程

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人日本医療政策学会（以下「本学会」という。）が、会員の研究成果の発信および活発な議論の喚起を目的として発行するワーキングペーパーに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条　ワーキングペーパーに掲載される論文に述べられている見解は、著者個人の責任において発表されるものであり、著者の所属機関および本学会の見解を示すものではない。

（分類）

第３条　ワーキングペーパーは、次の各いずれかに分類する。

「論文」：定性的・定量的方法論、文献レビュー等、学術的に認められた方法論に基づくもの。

「政策提言」：医療政策に関する事柄について、著者の視点から自由な形式で論じたもの。

「会員の声」：掲載されたワーキングペーパー等に対する意見、海外や業界の事情、関連学術集会の報告など。

第４条　ワーキングペーパーの番号は、発行年ごとにアップロード順で自動的に連番を付与する。

（執筆要件）

第５条　会員並びに会員との共同著者者は、ワーキングペーパーを投稿することができる。ワーキングペーパーの連絡著者は、本学会の会員でなければならない。同一の連絡著者につき、 投稿は年に２回までとする。

第６条　既に他の媒体に掲載された原稿は、投稿することができない。

（執筆要領）

第７条　原稿は、横書き・A4 サイズとし、日本語または英語で作成するものとする。

第８条　原稿には、次に掲げる事項を順に必ず記載しなければならない。

-タイトルおよび任意のサブタイトル

-分類（論文、政策提言、会員の声）

-すべての著者名（姓・名を略さず記載）および所属

-第２条の内容を示す以下の文章：「本ワーキングペーパーの内容は、著者個人の責任において発表されるものであり、著者の所属機関および本学会の見解を示すものではありません。」

-要約　(1)「論文」の場合は、300～500 字の要約を本文前に記載すること。

　(2)「政策提言」「会員の声」の場合は、要約の記載は任意とする。

第９条　上記項目に不足や不備がある場合、事務局は著者に修正を求めることができる。

（投稿および掲載方法）
第10条　投稿は、論文のWordまたはPDFファイルを添付し、電子メールにて本学会事務局（contact@jhpra.jp）宛に送付するものとする。メールの件名は「ワーキングペーパー投稿」とする。

（発行の決定）
第11条　事務局長は、投稿されたワーキングペーパーが本規程に反しないものであるかを確認した上で発行の可否を決定する。
（著作権）
第12条　ワーキングペーパーの著作権は、すべて著者に帰属する。
第13条　著作権上の問題が発生した場合は、著者がその責任をもって対処するものとする。
第14条　著作権法に定める著作権のうち、複製権および公衆送信権については、本学会に対して利用許諾を行うものとする。
（公開）
第15条 発行されたワーキングペーパーは、原則、本学会のホームページに掲載して公開する。ただし、著者本人が公開を希望しない場合は掲載しない。
（掲載の取り下げ）
第16条　次の各号のいずれかに該当する場合、事務局長は理事会の意見を参考に、当該ワーキングペーパーの掲載を拒否し、または公開を取りやめることができる。
1. 本規程に反する場合
2. 公序良俗に反する内容を含む場合
3. 特定の個人または団体を誹謗・中傷する内容を含む場合
4. 他者の権利（著作権、肖像権、プライバシー等）を侵害するおそれがある場合
5. その他、学会の目的および社会的信頼を損なうおそれがあると事務局長が判断した場合

第17条　掲載後に前条各号に該当する事実が判明した場合、事務局長は理事会の意見を参考にして、当該ワーキングペーパーの公開を取りやめることができる。
（規程の改定）
第18条　本規程の改定は、本学会の事務局長が理事会の意見を参考に行う。
附則
第19条　本規程は、制定の日より施行する。